

令和元年 6 月の市民の声（全 9 通のうち 9 通）

◇住所変更手続きにおける委任状について

【ご意見・ご提案など】

みなみ園にお世話になっていたばあさんが脳梗塞で倒れ終末医療に入ったため他の病院に移り住所変更の手続きに行きました。

当然のことながらあさんが手続きできるわけではなく、みなみ園でも身元引受人になっている私が行ったのですが、当人ではないので委任状を出せと。

依頼者は既に意識もないのでかけないと説明し、すぐ来れるわけでもないので委任者と代理人の書体が一緒でもいいかとお願いしたらダメと言われました。

しかし、字が違えば役所としては判断できないので可ですと言われました。

通りすがりの人をお願いして書いてもらっても市役所としては確認できないので可。身元引受人でかつ連帯保証人にもなっている人間が両方書くのはダメ。とにかく実態よりも字が違っていることを優先する役所。おかしくないですか？今の事情を委任状に書いて今後一切の責任を私が取りますと書きますからと言ってもダメ。人が動く事に対してすべてにおいてコストがかかることをサービスを提供する側が分かってない。話をしているレベルが低すぎて嫌になった。

こんな役所じゃ衰退します。南魚沼は！無責任に書いた他人の方が書体が違うから有効なんだから。

（令和元年 6 月 4 日）

【お返事】

このたびは、貴重なお時間を作って市役所に足を運んでいただき、ありがとうございました。

先日、窓口でご説明したとおり、同居の世帯ではない方が、転居などの届出をする場合は委任状が必要であり、ご本人が記入できないときは、第三者の届出人以外の方に代筆をお願い

いしています。ご本人が施設に入所している場合は、施設の職員や事情のわかる親族の方に代筆をお願いしており、「実態よりも字が違っていることを優先する」という意味での説明ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

今回のご意見を真摯に受け止め、今後も市民サービス向上に努めていきます。

(担当：市民課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇大和中学校の天井の穴について

【ご意見・ご提案など】

4月に大和中学校の入学式に出席しました。保護者待合室として利用した理科室の廊下の天井に穴が開いていてビニールで覆われていました。その穴が6月現在も開いています。高校生に聞いたところ「在校中に開いていた」と言います。先生に聞くと「以前、教育委員会が見に来たが、そのままになっている」とのこと。これが勉強する環境なののでしょうか。子ども達が不憫です。とてもとても古い校舎を利用するしかない子ども達に、もう少し配慮していただけないでしょうか。

(令和元年6月4日)

【お返事】

大和中学校理科室の廊下の天井に穴が開いている件につきましては、数年前から発生している天井の雨漏りの対応として、廊下、第1理科室、第2理科室の3か所で天井板を外し、その部分にビニールを張って床に雨水が垂れないよう対策をしているものです。昨年度、応急処置として屋上に防水シートを張り、第2理科室の雨漏りは止まったため天井板を復旧します。

しかし、一部防水シートがはがれた箇所があり、その影響か定かではありませんが、廊下と第一理科室は、まだ若干の雨漏りがある状況です。現在、防水シートを補修しており、補修後に雨漏りが止まったことを確認できれば廊下と第一理科室の天井板を復旧する予定です。

なお、大和中学校は校舎全体の老朽化が進んでいるため、大規模改修や改築などが必要な状況です。施設整備には莫大な費用がかかるため、市の単独予算では対応できません。このため、今年度策定予定の学校施設管理計画により整備の方針を決め、財政的な検討を行いながら、国の補助金を活用して施設整備を行いたいと考えています。

施設整備にはいましばらく時間がかかりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：財政課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇本庁舎屋上への階段について

【ご意見・ご提案など】

防災上階段通路等には 荷物を置かないことになっていますが階段の登り口には 重たい仕切り版があります。

ここは通路としては使用しないことになっているのでしょうか。

以前同様の指摘をして撤去した経緯がありますが、その後状況が変わったのでしょうか。

(令和元年 6 月 6 日)

【お返事】

ご指摘のあった本庁舎の 3 階から屋上への階段は、現在通路として使用していません。防犯上の理由から、屋上出口の扉を施錠し、一般の来場者が屋上に出ることができないように立ち入り禁止の表示と衝立を置いています。災害発生時は、2 か所の階段を使用し正面玄関または職員玄関から避難者を屋外に誘導する計画となっており、屋上への誘導は考えていません。

なお、仮置きしている物品についてはできる限り移動し、地震発生時などに崩落しないよう適切に管理していきます。

(担当：財政課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇害虫対策について

【ご意見・ご提案など】

家の周辺にユスリカ？が大量発生していて困っています。
洗濯物についたり、窓を閉めていてもどこかの隙間から大量に家の中に入ってきます。

家の後ろに側溝があり、ヘドロっぽい水がたまっているのですが、そうゆう所に幼虫駆除とか何か対策してもらえないですか？

(令和元年 6 月 11 日)

【お返事】

お問合せいただいた住所を基に現地を確認したところ、原因と考えていらっしゃる水路（側溝）は、個人所有地にあるようです。このような場合は、市が管理できるものではないため、市による対応はできません。

泥上げなどをして水の流れを良くする、適切な薬剤を散布する、といった方法が考えられますが、いずれも個人所有地の場合は、その所有者により対応していただくことが原則となります。

以前、今回と同じような相談が寄せられた際には、行政区で対応したという例があります。行政区で対応可能かを、お住まいの行政区長にご相談いただくという方法も考えられますので、ご検討ください。

(担当：環境交通課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇アクセル踏み間違い防止装置の補助について

【ご意見・ご提案など】

東京都が9割の補助を実施予定です。南魚沼市では交通手段としての不便さがあり高齢者の運転免許は必須です。

75歳以上の高齢者の運転免許所持者数を確認して、下記記事を参考に検討願います。

1. 高齢ドライバー事故で対策

75歳以上の高齢ドライバーは2018年末時点で563万人で、18年の高齢者による死亡事故は全体の約15%を占めています。

2. 政府は75歳以上の高齢ドライバーを想定し、新しい運転免許制度を創設する方針です。

下記記事参照願います

<https://r.nikkei.com/article/DGXMZO45930890R10C19A6000000>

3. アクセルの踏み間違い防止装置、都が購入費の9割補助へ自動車の内部に取り付けられた急発進防止装置（中央部分）。アクセルを急に深く踏み込んでも、その情報をコンピューターに伝えないように電気信号を制御する（オートバックスセブン提供）

ブレーキとアクセルの踏み間違いによる急発進を防ぐ装置を買った高齢者に、東京都は、購入・設置費の9割ほどを補助することを決めた。

下記記事参照願います

<https://www.asahi.com/articles/ASM6C4R7ZM6CUTIL01B.htm>
1

（令和元年6月12日）

【お返事】

最近、高齢者のドライバーが関わる交通事故が以前にも増して報道されています。市では、高齢者の交通事故防止対策として、高齢者向けの交通安全教室の開催（希望制）や、高齢者（65才以上）が運転免許を自主返納した際にバス券やタクシー券を支給する支援事業を実施しています。

平成30年中の南魚沼市内における交通事故発生件数は99件、そのうち高齢者が関係する事故は48件と、全体の約5割を占めています。高齢者の交通事故をいかにして減少させるかが大きな課題となっているため、今年度の南魚沼市交通安全実施計画では、「高齢者の交通事故防止」を取り組むべき重点項目の一つとしています。

ご提案いただいた自動車のアクセル踏み間違い防止装置の補助については、今後政府が示す「高齢ドライバー専用の限定免許制度」の創設内容等を参考にして検討を行ってまいります。

（担当：環境交通課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇日本赤十字社等への寄附について

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市では区長会等を通して日本赤十字等に寄付のお願いがあります。私の所属する区では区費から天引きされています。個人として寄付に反対出来る雰囲気ではありません。

区長名で寄付することにより税額控除としてその税額控除分を区費として使いたいと思います。区長会でこのような寄付の方法を勧めてはいかがでしょうか。寄付に対しての賛成者が増えると思います。

公立の小学校・中学校への寄附も税額控除の対象となることを広報願います。寄付に対しての賛成者が増えると思います。

以下、日本赤十字 HP より

Q. 会費の募集に、なぜ町内会の人などが来るのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、赤十字の活動は地域と密接なかかわりを有しています。こうした活動を支えていただくため、地域の皆さまには、会費へのご協力をお願いしているのですが、その際、赤十字ボランティアが直接お宅を訪問しお願いに伺うほか、それが困難な場合には、自治会・町内会の方々にご協力をお願いする場合があります。

Q. 寄付をする/会費を納めると、税金の控除はありますか？

A. はい。日本赤十字社に対して一定額以上の寄付（会費、寄付金）をいただいた場合は、次のとおり税金控除の対象となります。くわしくは「[税制上の優遇措置\(PDF:125KB\)](#)」をご覧ください。

個人：所得税、地方税（個人住民税）、相続税

法人：法人税

（令和元年 6 月 12 日）

【お返事】

日本赤十字社への寄附について、区費から天引きされているとのことですが、本来寄附は個人の意思で行うものと考えています。基本的には区費を支払った方全員に寄附金の領収書をお渡しする必要があります。申し出があれば、全員分の領収書を発行しています。

日本赤十字社協力金については行政区長会で説明し、各行政区に取りまとめをお願いしています。各行政区で協力金の取りまとめ方法は異なりますが、代表者が複数人から徴収した協力金を、代表者個人の申告として寄附金控除を受けるということは想定していません。行政区が取りまとめて寄附された場合の領収書には行政区名だけで、区長名は記載していません。税額控除は、ご協力いただいた各世帯への優遇措置であることをご理解いただければ幸いです。

また、「区長会で税額控除に関わる寄附の方法を勧めてはどうか」とのご意見については、行政区長会で日赤活動について広報し、協力金については「個人で一定額以上の寄附をした場合、税法上の優遇措置が受けられること」を周知していきたいと考えています。

なお、「公立の小学校・中学校への寄附」については、地方公共団体（南魚沼市など）への寄附であるとするれば、寄附金控除として所得金額から差し引かれ、所得税などが還付される場合があります。しかし、学校後援会や子ども会など、任意の団体への寄附である場合には寄附金控除の対象にはなりません。通常、行政区を通じて納めている寄附は、学校の後援会に対するものと認識していますので、控除対象にはならないと考えています。

（担当：福祉課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇路線バスの充実について

【ご意見・ご提案など】

路線バスの充実をお願いします。野田大崎線を利用していますが、本数が少なく困っています。斎藤記念病院、市民病院、大和病院、基幹病院など、8:30の開始時間になる前に着くバスがほしいです。市民病院の場合、六日町駅に8時台に着くバスがあれば、病院行のバス8:30発に間に合いますし、基幹病院入り口前に8時頃着くのであれば助かります。

冬期間、JRは止まってもバスは動きます。車を持っていないことで生活の質の低下があってはならないと思いますし、一人でも必要とする者がいるということを考えてほしいです。

バスの段差の不便さ、バスカードなるもののことなど無理でしょうか？

(令和元年6月25日)

【お返事】

いただいた路線バスの充実に関するご意見は、運行事業者である南越後観光バス株式会社にお伝えします。

路線バスは、利用者の低迷から運営が厳しい路線が多く、六日町＝野田＝大崎＝浦佐線でも市内の各路線と同様に減便が実施されています。現状をご理解いただき、既存の路線バスや市民バスをご利用くださいますようお願いいたします。各病院への経路については、鉄道を経由してバスに乗車する方法も一つの手段としてご検討ください。

六日町駅や浦佐駅から各病院への経路は下記のとおりですので、それらのバスに間に合うよう、各駅に停車する電車をご利用ください。

○南魚沼市民病院行き

路線バス（六日町＝南魚沼市民病院線）

六日町駅発 8:30、南魚沼市民病院着 8:37

○斎藤記念病院行き

斎藤記念病院送迎バス

六日町駅発 8:15、斎藤記念病院着 8:25

○魚沼基幹病院、ゆきぐに大和病院行き
市民バス

- ・ 三用コース 浦佐駅西口発 8:00、魚沼基幹病院・ゆきぐに大和病院着 8:10
- ・ 浦佐・五箇コース 浦佐駅西口発 8:01、魚沼基幹病院着 8:09、ゆきぐに大和病院着 8:10 浦佐駅西口発 8:41、魚沼基幹病院着 8:49

また、六日町駅、浦佐駅へは、鉄道以外にも国道 17 号を走る路線バス（六日町＝浦佐＝小出線）のご利用も検討ください。

○六日町駅行き

五日町バス停発 7:25、六日町駅着 7:41
五日町バス停発 8:00、六日町駅着 8:16

○浦佐駅行き

五日町バス停発 7:11、浦佐駅西口着 7:22
五日町バス停発 8:11、浦佐駅西口着 8:22

冬期間の降雪による電車の運休については、これまで、市から JR に対して安定した運行を要望しておりました。今後とも安定した運行体制の構築について要望を続けていきます。

また、バスの乗降段差の不便さ解消や、バスカード（交通系 IC カード）の導入については、事業者の設備投資にかかわる内容となるため、南越後観光バス株式会社にお伝えします。

（担当：都市計画課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇スクールバスの安全確保について

【ご意見・ご提案など】

先日の魚沼市のスクールバス衝突事故のニュースを見て、運転手が70歳代と書いてありました。

今高齢者の自動車事故がたくさんあるので、心配です。

スクールバスの運転手にはしっかり健康診断や、運転技術などの検査は徹底しているのですか？

毎日アルコールチェックなど記録しているのでしょうか？

息子がスクールバス通学なので心配でなりません。

これからも毎日利用していく事なので、しっかり管理お願いしたいです。お願いします。

(令和元年6月28日)

【お返事】

魚沼市で発生したスクールバスの事故は他人事とは言えず、保護者の皆様のご心配は当然のことと思います。

南魚沼市のスクールバスを運転しているのは、大きく分けて市の職員、シルバー人材センターの委託職員、運行業務を委託している民間の交通事業者の運転手になります。なお、市の正職員は60歳で定年となりますが、退職後に臨時職員として雇用する場合があります。

臨時職員を含め市の職員の場合、毎年人間ドックか健康診断を受け、毎朝のアルコールチェックも行っており、記録は5年間保存しています。

シルバー人材センターは、基本的に60歳以上の方が登録できます。毎年健康診断の結果と運転免許証の写しを提出させており、年1回は自動車学校で実技検査と指導の受講を義務付けているそうです。アルコールチェックは市の職員と同様に毎朝行っています。

民間の交通事業者では、健康診断を年2回実施しているところが多く、診断結果の管理や受診指導などを行っているそうです。運転技術の確認方法は事業者によって異なりますが、自動車事故対策機構で運転適性診断を受けたり、ドライブレ

コーダーを用いた運転状況などのチェックや勉強会を実施している会社が多いようです。アルコールチェックも、全ての委託会社で実施されていることを確認しました。

今後も必要と思われる対策を講じ、子どもたちが安全に登下校できるように努めていきます。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇原子力災害対策について

【ご意見・ご提案など】

Q1)南魚沼市地域防災計画・原子力災害対策編
下記項目の実施状況について教えてください

P16

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

4 通信手段の整備

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(3) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備の整備(補充用燃料を含む。)に努める。

(4) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

(5) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時に県、市及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、機器等の耐震化や多重化を含めた必要な通信手段を整備する。

- 5 原子力防災対策上必要な資料 市は、国、県及び原子力事業者と連携して、応急対策を的確に実施するため、人口・世帯等の社会環境に関する基礎的情報等を整理するとともに、原災法に基づき原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画を備え付けるなど、防災対策上必要とする資料を整理する。

Q2)放射線物質拡散シミュレーション

新潟県・平成 27 年 12 月 16 日作成

上記資料を分析して南魚沼市としての問題点と対策はどのようにするのでしょうか。

(令和元年 6 月 29 日)

【お返事】

ご意見をいただきまして件について、下記によりお答えします。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

総務省や新潟県などが開催する各種研修に参加し、情報を的確に分析するための人材の育成に努めています。専門家の意見については、具体的な案件に合わせて必要に応じて意見をいただき、防災に関する庁内の会議で活用するように努めます。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

新潟県原子力安全対策課、東京電力ホールディングス株式会社（以下東京電力HD）、市町村の研究会などから提供される原子力防災関連情報について、収集を怠らないように努めています。しかしながら、市として国及び県との情報のデータベース化、オンライン化、

ネットワーク化の進捗は具体的に大きく進んでいるという状況ではありません。

4 通信手段の整備

(1) 災害に強い伝送路の構築

市長室及び総務課に災害優先電話が設置されているほか、新潟県防災行政無線として、衛星通信と地上電波の二系統で県、市町村、自衛隊などの防災関係機関などが、災害時の迅速な情報伝達と円滑な受発信を行うことができます。市単独での防災行政無線の運用も行うことができます。

(2) 災害時優先電話等の活用

本庁舎、大和市民センター、塩沢市民センターに設置されている災害優先電話について有効に活用します。

(3) 非常用電源等の確保

非常用電源設備を設置し燃料を備蓄しています。

(4) 保守点検の実施

非常用電源設備について、定期的に点検・運転を行っています。

(5) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

東京電力HD柏崎刈羽原子力発電所からは通常のFAX通信による通信連絡に加え、専用の緊急時連絡用FAX設備が市に設置されています。

5 原子力防災対策上必要な資料

市は人口・世帯をはじめ要配慮者等の情報を整理しています。東京電力HDの柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画をはじめ、各種資料を整理・保存しています。

Q2) 放射性物質拡散シミュレーション

新潟県が行った放射性物質拡散シミュレーションでは、柏崎刈羽原子力発電所を含め県内での頻出の風向のうち、より県内に影響が考えられる北西の風の場合で想定を行っております。格納容器が破損しフィルタベント設備を通さずに放射性物質が放出されるケース4の場合、空気吸入線量率、外部被ばくによる実効線量及び吸入による甲状腺被ばく等価線量の3つのシミュレーションで南魚沼市に基準値を超えるような被害はないと予想しています。ただし、参考ケースとして平成24年6月25日のケースでは、格納容器が破損しフィルタベント設備を通さずに放射性物質が放出されるケース4の場合に、市の旧大和地域で吸入による甲状腺被ばく等価線量で基準値を超えている部分があることから、こういった場合に屋内退避や安定ヨウ素剤の配布をどのように行うのか、新潟県南魚沼地域振興局を中心に、市においても今後対策を検討する必要があると考えます

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658